

白石町町民協働によるまちづくり に関する提言書

令和3年12月

白石町協働による地域づくり検討委員会

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. なぜ町民協働によるまちづくりが必要なのか？・・・・・・・・	2
3. 今後の町民協働によるまちづくりについて・・・・・・・・	3
4. 地域づくり協議会について・・・・・・・・	4

【参考資料】

① 白石町協働による地域づくり検討委員会設置要綱・・・・・・・・	9
② 〃 委員名簿・・・・・・・・	11
③ 〃 協議内容等一覧・・・・・・・・	12
④ 須古地区地域づくり協議会の設立経緯等・・・・・・・・	21
⑤ 六角地区地域づくり協議会設立準備委員会の取組状況・・・・・・・・	33

1. はじめに

人口減少社会の我が国において、特に、地方では少子高齢化に伴う地域コミュニティの弱体化が危惧されています。また、巨大地震や地球温暖化に伴う甚大かつ頻発する気象災害も深刻化しています。このような状況において、住民個人による自律的な生活（自助）や国・自治体の厳しい財政事情による行政サービスによる支援（公助）にも限界があります。

一方で、白石町を含め、地方では行政区単位での自治会活動、子どもや高齢者の見守り活動、消防団を中心とする自主防災活動など、地縁組織による助け合いや支え合い活動（共助）が、地域を支える重要な機能として注目されています。しかしながら、行政区単位での活動も高齢化に伴う担い手不足や活動への参加者の減少など、その機能の維持も年々、難しくなっているのが現状です。

本町においては、このような状況を少しでも改善し、共助に根ざした地域の活性化を図るために、平成30年5月に「白石町協働による地域づくり検討委員会」を設置し、おおむね小学校区を単位とする地区住民の全員が参加して、行政と連携しながら協働による地域づくり協議会の設置を目指す検討を行ってきました。

この間、本事業のモデル地区として須古地区と六角地区において、その取り組みを進めながら、本検討委員会において、協働による地域づくりの進め方についての課題を解決し、全町での取り組みを推進するための提言書として取りまとめることができました。

本提言書の趣旨を、住民及び町役場にご理解を頂き、今後の協働による地域づくりの推進に反映されることを期待します。

令和3年12月

白石町協働による地域づくり検討委員会

2. なぜ町民協働によるまちづくりが必要なのか？

(1) 町民協働とは・・・

「協働」とは、簡単に言うと「同じ目的のために、協力して働くこと」です。世の中の社会情勢や、町民の皆さんのライフスタイルやニーズが変化していく中、役場だけでなく、皆さんや、各地域における様々な団体等が共に考え、共に活動していただくことです。

(2) なぜ今、町民協働のまちづくりが必要なのでしょう？

全国的に、多くの地域で少子高齢化や人口減少、混住化が進み、地域の連帯感、意識の希薄化などが言われる中、住民ニーズは複雑で多様化し、求められる公共サービスの需要は拡大しています。

少子高齢化や人口減少は白石町においても同様に進んでおり、従来どおりの組織編成や行事などを継続していくことが難しくなっている地域があるとともに、災害時の助け合いや伝統文化の継承など、地域課題も増加しています。

これらを解決するためには、地域内でのそれぞれの立場や行政だけで対応するのではなく、地域内の各団体などが新しいネットワークでつながり町と連携する仕組みを構築し、協働で地域（まち）づくりを行う必要があります。

3. 今後の町民協働によるまちづくりについて

地域課題をそこに住む町民自らが解決し、住みよい環境を築き上げるためには、住民意識を高める必要があります。地域における課題は、地域性や習慣、住民意識の違いなどにより多種多様です。自分たちの課題として認識し、主体的に課題解決に取り組むことが重要です。

本委員会では、「参加と協働で築く町民主体のまち」を目指すため、地域の実情を踏まえ、全ての小学校区単位等の地域において、地域内の各団体が連携し町と協働する「地域づくり協議会」の設立を提言します。

4. 地域づくり協議会について

(1) 「地域づくり協議会」の区域などについて

小学校区単位等の地域で、行政区、自治公民館、消防団、PTA、老人クラブ、生産組合など各団体が「地域づくり協議会」という新しいネットワークで連携し、地域課題の解決や地域の強みを活かした活性化につながる新たな取り組みを行い「参加と協働で築く町民主体のまち」を目指します。



(2) 地域づくり協議会の要件について

【構成員】

- ・当該地域に居住するすべての住民、活動する団体及び事業者等のいずれかに該当すること。
- ・既存の組織や団体の活動を活かしながら、活動に参加できること。
- ・若い世代や高齢者、女性などが積極的に参加すること。

【活動目的・内容】

- ・既存団体の緩やかな連携によりコミュニティを活性化させること。
- ・地域課題の解決に向けて住民の総意により取り組む地域づくりの目標、活動方針などを定めた「地域づくりプラン」を作成し、実践すること。
- ・多くの住民の意見を反映し多くの住民に参加してもらうため、「地域づくり協議会」に部会制度を設け、団体等のそれぞれの特性を活かせるようにすること。

【民主性・透明性】

- ・「地域づくり協議会」規約に基づき、役員の民主的選出を行うこととし、女性や若い世代の積極的な登用を図ること。
- ・「地域づくり協議会」の活動や会計について、資料等を明らかにし、事業計画、予算編成・執行及び会計処理の透明性を確保すること。
- ・地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、協働につながる幅広い情報を積極的に公開すること。

（３）活動拠点について

「地域づくり協議会」の区域を概ね小学校単位と設定したことを踏まえ、小学校が所在する公民館を活動拠点とすることが望ましいと考えられます。

公民館以外に、他の公共施設を含めて、多様な施設の活用を検討し、その地域に最もふさわしい活動拠点を決めることが重要です。

（４）財源について

- ・町から「地域づくり協議会」の活動に対する一定の補助金（交付金）による財政支援が必要です。これについては、より地域が主体的に活動できるよう、既存の地域への行政補助金等と一括して交付する仕組みなどを検討する必要があります。
- ・町民協働のまちづくりを行う上では、「地域づくり協議会」による自主財源の確保も必要です。自主財源としては、各行政区の負担金や寄付金の受け入れ、民間の助成金の活用、さらには独自の収益事業などがあげられます。また、町は自主財源を確保できるよう情報を提供する必要があります。

(5) 町職員の関わりについて

「地域づくり協議会」の円滑な運営のため、担当部署（総合戦略課）などによる一定の活動支援を提案します。なお、町からの活動支援は最小限に抑えることが「参加と協働で築く町民主体のまち」につながると考えます。

- ・担当部署…役員会への参加、協議会と関係部署の連絡調整
- ・関係部署…関連する部会へオブザーバーとして参加、関連する活動との連携
- ・在住職員…地域住民としての活動への参加

(6) 制度の整備について

地域と行政の協働を円滑に進めていくためには、一定の権限を地域に移譲していくことが重要です。そのため、町民主体の自治運営のための理念や原則、及び、それを実現していくための仕組みなど、双方の役割を明確化する条例を制定する必要があります。

【参考資料】

① 白石町協働による地域づくり検討委員会設置要綱

平成30年4月1日

訓令乙第 8号

改正 令和2年3月31日訓令乙第82号

改正 令和2年4月1日訓令乙第20号

(設置)

第1条 協働による地域づくりを進めるための仕組みづくりに向けて、地域を基盤とするまちづくりやコミュニティ活動の方向性及びそれに基づく町の施策のあり方などについて検討するため、白石町協働による地域づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討及び協議を行う。

- (1) 地域におけるまちづくりの現状及び課題に関すること。
- (2) 地域コミュニティ組織の位置付け、役割及び体制に関すること。
- (3) 地域と行政との適切な役割分担のあり方に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又は当該団体が推薦する者
- (3) 公募により選ばれた者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日白石町訓令乙第82号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日白石町訓令乙第20号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

②白石町協働による地域づくり検討委員会委員名簿

区分		所属団体等	第 1 期 (H30. 5. 29～R2. 3. 31)		第 2 期 (R2. 7. 10～R4. 3. 31)	
			H30. 5. 29～	H31. 4. 1～	R2. 7. 10～	R3. 8. 3～
1	委員長	国立大学法人 佐賀大学	五十嵐 勉		五十嵐 勉	
2	副委員長	駐在員会（福富地域）	森 杉雄		森 杉雄	
3	委員	〃 （白石地域）	草野 和明	本山 正美	松永 博己	鶴崎 俊昭
4	委員	〃 （有明地域）	片渕 喜彦	西山 義顯	門田 憲治	川崎 優美
5	委員	自治公民館（白石地域）	川崎 清	片渕 敏久	中橋 満	西村 忠則
6	委員	〃 （福富地域）	上野 達馬		上野 達馬	田口 光雄
7	委員	〃 （有明地域）	志田 和昭	前田 昌利	石橋 正明	光武 正昭
8	委員	白石町議会	内野さよ子		定松 弘介	
9	委員	白石中学校学校運営協議会	吉田 功		木原 正和	
10	委員	福富中学校PTA	溝口 都	小柳智恵美	石隈あつみ	橋本 千恵
11	委員	有明中学校PTA	岩石 純子	中森 彰子	藤木 陽子	大野 裕子
12	委員	白石町消防団	島ノ江京子		島ノ江京子	
13	委員	白石町民生児童委員協議会	藤木ハツエ		福地 涼子	
14	委員	白石町地域婦人連絡協議会	片渕 直美		片渕 直美	
15	委員	白石町老人クラブ連合会	江口 武好		江口 武好	徳山 秀明
16	委員	白石町身体障がい者福祉会	前田弘次郎		前田弘次郎	
17	委員	白石町スポーツ協会	丸田 聖子		丸田 聖子	
18	委員	白石町社会福祉協議会	原崎 正博		井崎 倫	
19	委員	公募委員	木下 博和		内野さよ子	
20	委員	〃	林 美保子		林 美保子	
21	委員	〃	山下 敏恵		山下 敏恵	
22	委員	〃	—		草野 和明	

③白石町協働による地域づくり検討委員会協議内容等一覧

白石町協働による地域づくり検討委員会では、平成30年5月から合計14回の会議を開催し、この提言書を取りまとめました。

区 分		期 日	協 議 内 容
平成30年度	第 1 回	平成30年5月25日	・協働による地域づくりについて ・今後のスケジュール等 ・町民アンケートの説明
	第 2 回	平成30年7月10日	・ワークショップ「協働のまちづくりをみんなで考えよう！」
	第 3 回	平成30年9月12日	・町民アンケートの報告 ・自治公民館、団体等アンケートの報告
	第 4 回	平成30年10月29日	・先進地視察（佐賀市若楠まちづくり協議会）
	第 5 回	平成30年11月26日	・自治公民館、団体等アンケートの報告 ・協働による地域づくりに向けての検討
	第 6 回	平成30年12月26日	・平成31年度以降の協働による地域づくりについて 【町民協働によるまちづくりリーフレット（案）の検討】
	第 7 回	平成31年1月31日	・平成31年度以降の協働による地域づくりについて 【町民協働によるまちづくりリーフレットの作成】 ・協働による地域づくりの方向性を町へ提示
令和元年度	第 8 回	令和元年8月9日	・白石町「町民協働によるまちづくり」について ・令和元年度「町民協働によるまちづくり」モデル地区募集について
	第 9 回	令和2年1月17日	・「町民協働によるまちづくり」モデル事業について ・「地域づくり協議会」活動に対する支援について
令和2年度	第10回	令和2年7月20日	・令和元年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（須古地区地域づくり協議会設立準備委員会） ・令和2年度「町民協働によるまちづくり」モデル地区募集について ・令和2年度 検討委員会等のスケジュールについて
	第11回	令和2年11月18日	・令和元年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（須古地区地域づくり協議会設立準備委員会） ・令和2年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（六角地区） ・「町民協働によるまちづくり」に向けて提言（案）の検討
令和3年度	第12回	令和3年8月3日	・令和元年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（須古地区地域づくり協議会設立準備委員会） ・令和2年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（六角地区） ・「町民協働によるまちづくり」に向けて提言（案）の検討
	第13回	令和3年11月4日	・令和元年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（須古地区地域づくり協議会設立準備委員会） ・令和2年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（六角地区） ・「町民協働によるまちづくり」に向けて提言（案）の検討
	第14回	令和3年12月17日	・令和元年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（須古地区地域づくり協議会設立準備委員会） ・令和2年度「町民協働によるまちづくり」モデル事業について（六角地区） ・「町民協働によるまちづくり」提言書を町へ提出

町民協働によるまちづくり

参加と協働で築く町民主体のまち



平成 31 年 1 月

「町民協働」とはということ？

「協働」とは、簡単に言うと「同じ目的のために、協力して働くこと」です。世の中の社会情勢や、町民の皆さんのライフスタイルやニーズが変化していく中、役場だけでなく、皆さんや、各地域における様々な団体等が共に考え、共に活動していただくことです。

どうして「町民協働によるまちづくり」が必要なの？

【全国的な背景】

- 地域への連帯感・意識の希薄化
- 住民ニーズの多様化
- 少子高齢化・人口減少・混住化
- 国・地方の厳しい財政状況



【一方白石町では…】 町民アンケート結果や協働による地域づくり検討委員会の意見から

- 若い人達の地域活動等への関心度が低く、参加も少ない。
- 少子高齢化により、地域の担い手がいらない、活動を手伝う人がいない。
- 活動に参加する時間が確保できない。
- ➡ 町民の協働意識を高める必要がある。
- 高齢者福祉への対応や、子どもの居場所づくり、子育て支援活動のサポートが必要である。
- ➡ 行政区の単位を越えた地域(小学校区等)での活動を行えるネットワークづくりが必要である。
- (地元定着のため) 郷土への愛着をはぐくむ必要がある。
- ➡ 地域の伝統的な活動等を継続し、新しいニーズの把握や対応(イベント等)が必要である。
- 地域によって活動の活発さに差がある。
- 地域や各団体の活動内容がよくわからない。
- ➡ 地域内での組織及び団体の連携を強化すると同時に、情報を積極的に発信する必要がある。

たとえば…こういう事です！

(一般的な活動事例)



- ① 高齢者や子どもの見守り活動に、多くの団体が連携することで「見守り活動」が活発になります。



- ② 地域のイベントを、関係する団体や個人が連携することで、参加者や運営スタッフが増加します。



- ③ 生産組合や農地・水、その他の団体が実施する清掃活動等に一般の方が参加することで、地域の環境保全活動の意味を理解する住民や活動が広がります。

目指す将来像

小学校区単位等の地域で、行政区、自治公民館、消防団、PTA、老人クラブ、生産組合など各団体が「【仮称】地域づくり協議会」という新しいネットワークで連携し、地域課題の解決や地域の強みを生かした活性化につながる新たな取り組みを行い「参加と協働で築く町民主体のまち」を目指します。

地域づくり協議会のイメージ

地域課題解決のためのネットワークづくり

単位：概ね小学校区



「地域づくり協議会」設立までの取り組み例

準備委員会設立までの準備

- メンバーの選考
- 地域づくり協議会組織体制のイメージづくり
- 地域づくり基本計画（テーマ）【案】の検討・決定
- 勉強会の開催
- 地域内への周知・広報

※ メンバーは、行政区の区長や自治公民館長、各種団体の長などを想定していますが、女性や若者など多様な関係者が加わることも必要です。

役 場

- 経費支援
- 担当職員の設置
- アドバイザー派遣 など

第1回設立準備委員会（仮称）

- 準備委員会を立ち上げ、協働による地域づくりに向けた取り組みについて決定し、第1回ワークショップの準備をします。

第1回地域づくりワークショップの開催

- 地域の魅力や課題などを洗い出し、基本計画（テーマ）【案】から重点的な項目を絞ります。

第2・3回設立準備委員会（仮称）

- 第1回ワークショップの整理をし基本とする重要事項を決定します。【第2回】
- 第2回ワークショップ開催の準備をします。【第3回】

第2回地域づくりワークショップの開催

- 基本的な重要事項を基に地域の目標と活動内容を検討します。

第4・5回設立準備委員会（仮称）

- 第2回ワークショップの整理をし、追加検討事項を確認します。【第4回】
- 第3回ワークショップ開催の準備をします。【第5回】

第3回地域づくりワークショップの開催

- 地域で実現可能なこと、そのために必要な要素等を検討し、地域づくり計画（案）を作成します。

第6回設立準備委員会（仮称）

- 第3回ワークショップの整理をし、計画（案）を精査します。

第7回以降設立準備委員会（仮称）

- 準備委員会やワークショップで話し合った内容を、地域づくり計画（仮称）としてまとめます。
- 地域づくり計画（仮称）を実現していくために必要な事項（組織体制・活動分野・事業計画など）を検討あるいは決定します。

ワークショップとは・・・

さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見をまとめ上げていく場です。（対話型）

※ ワークショップで話し合った内容は、準備委員会で整理した後、地域の皆さんに随時お知らせします。

地域づくり協議会（仮称）の設立

- 事業計画や予算、規約などを決定します。

町民協働によるまちづくり

- 地域づくり計画（仮称）にそって「町民協働によるまちづくり」を進めていきます。

白石町協働による地域づくり検討委員会

（事務局 白石町 企画財政課 白石創生推進係）

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1

TEL 0952-84-7112 FAX 0952-84-6611

E-mail kikakuzaisei@town.shiroishi.lg.jp

URL https://www.town.shiroishi.lg.jp/chousei_machi/seisaku/_1701.html



町民協働によるまちづくり

参加と協働で築く町民主体のまち



平成 31 年 1 月

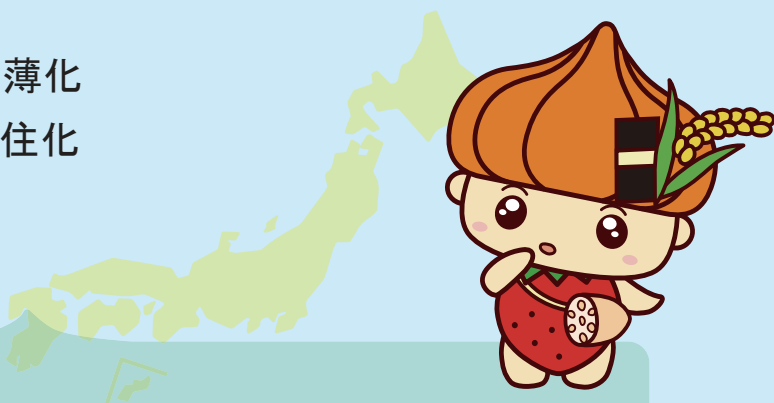
「町民協働」とはということ？

「協働」とは、簡単に言うと「同じ目的のために、協力して働くこと」です。世の中の社会情勢や、町民の皆さんのライフスタイルやニーズが変化していく中、役場だけでなく、皆さんや、各地域における様々な団体等が共に考え、共に活動していただくことです。

どうして「町民協働によるまちづくり」が必要なの？

【全国的な背景】

- 地域への連帯感・意識の希薄化
- 少子高齢化・人口減少・混住化
- 住民ニーズの多様化
- 国・地方の厳しい財政状況



【一方白石町では…】

町民アンケート結果や協働による地域づくり検討委員会の意見から

- 若い人達の地域活動等への関心度が低く、参加も少ない。
- 少子高齢化により、地域の担い手がいらない、活動を手伝う人がいない。
- 活動に参加する時間が確保できない。
- ➡ 町民の協働意識を高める必要がある。
- 高齢者福祉への対応や、子どもの居場所づくり、子育て支援活動のサポートが必要である。
- ➡ 行政区の単位を越えた地域(小学校区等)での活動を行えるネットワークづくりが必要である。
- (地元定着のため)郷土への愛着をはぐくむ必要がある。
- ➡ 地域の伝統的な活動等を継続し、新しいニーズの把握や対応(イベント等)が必要である。
- 地域によって活動の活発さに差がある。
- 地域や各団体の活動内容がよくわからない。
- ➡ 地域内での組織及び団体の連携を強化すると同時に、情報を積極的に発信する必要がある。

たとえば・・・こういうイメージです！

地域のいろいろな 課題、問題

防犯・防災 環境・美化
健康・福祉
教育・子ども 歴史・文化 その他…



① 地域で話し合おう！

地域づくり協議会設立準備委員会

(地域内各団体の代表などが話し合う場)

防犯・防災 健康・福祉 環境・美化
教育・子ども 歴史・文化 その他…

ワークショップ

(地域内の住民が意見を出し合いながら話し合う場)

防犯・防災 健康・福祉 環境・美化
教育・子ども 歴史・文化 その他…

地域づくり計画

(地域内の住民の話し合いの結果、決まった地域の活動計画)

② 地域で活動しよう！

地域づくり協議会

(地域づくり計画のメニューを実践)



目指す将来像

小学校区単位等の地域で、行政区、自治公民館、消防団、PTA、老人クラブ、生産組合など各団体が「【仮称】地域づくり協議会」という新しいネットワークで連携し、地域課題の解決や地域の強みを生かした活性化につながる新たな取り組みを行い「参加と協働で築く町民主体のまち」を目指します。

地域づくり協議会のイメージ

地域課題解決のためのネットワークづくり

単位：概ね小学校区

役 場

連携

地域づくり協議会

地域の各団体等がメンバーとなり、
地域課題の解決などに向け、連携を図る。

緩やかなネットワーク

自治公民館

行政区

消防団

婦人会・各女性部

民生委員・児童委員

老人クラブ

P T A

社会福祉協議会

コミュニティ・スクール

自主防災組織

農地・水 関連団体

生産組合

など

地域住民



地域づくり計画（プラン）

健康・福祉
関係の実践

環境・美化
関係の実践

教育・子ども
関係の実践

防犯・防災
関係の実践

歴史・文化
関係の実践

〇〇関係
の実践

白石町協働による地域づくり検討委員会
（事務局 白石町 企画財政課 白石創生推進係）

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1
TEL 0952-84-7112 FAX 0952-84-6611
E-mail kikakuzaisei@town.shiroishi.lg.jp
URL https://www.town.shiroishi.lg.jp/chousei_machi/seisaku/_1701.html



④須古地区地域づくり協議会の設立経緯等

設立総会開催までの経緯

年度	順番	日程	内容
令和元年度	1	4月7日	須古地区地域づくり協議会に関する意見交換会 須古地域（須古小学校説明会）・・・40人出席 （区長会、公民館長会、民生児童委員会、スポーツ推進員、老連、須古地域役場職員（総務課関係、消防関係）他 【意見】 ・課題はわかったがどのようにして行くのか不明 ・地域は無視できない、もっと説明しないと進めない ・なぜ今、するのか ・80%は理解できたが、どのようにして行くのか不明 【19時～須古小学校】
	2	5月20日	区長会会長、副会長へ説明と打ち合わせ 【役場】
	3	6月5日	須古区長会、議員、町職員懇談会 ・役場企画財政課白石創生推進係より説明 ・「区長会代表より説明は大体理解できたので、計画を立て、進めて行きましょう」とのあいさつがあった
	4	6月14日	モデル地区の説明（駐在員会へ説明） 駐在員、公民館長へモデル校区「希望届け様式」各配布 （須古地域区長会へは7月20日、中心メンバーから配布） 「町民協働によるまちづくり」のリーフレット全戸配布
	5	7月19日	「町民協働によるまちづくり」モデル校区希望届作成 区長会代表、公民館館長会代表名で作成 【16時～区長宅】
	6	8月7日	準備委員会の設立に向けて中心メンバー会議 （区長会会長、公民館長会会長、他計12人） 【19時30分～三近堂コミュニティセンター】
	7	9月25日	第1回須古小学校区地域づくり協議会設立準備に係る事前打ち合わせ 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	8	10月24日	第2回須古小学校区地域づくり協議会設立準備に係る事前打ち合わせ 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	9	11月19日	第3回須古小学校区地域づくり協議会設立準備に係る事前打ち合わせ 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	10	1月27日	第1回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	11	2月12日	第2回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	12	3月28日	須古地区の暮らしと未来をつくる第1回会議（ワークショップ） ※延期（コロナ感染拡大防止のため）
	13	3月31日	第3回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～三近堂コミュニティセンター】※3/10を3/31へ延期

設立総会開催までの経緯

年度	順番	日程	内容
令和2年度	1	4月13日	令和2年度に向けての打ち合わせ（吉岡副委員長、内野委員） 【13時30分～役場】
	2	5月27日	須古地区地域づくり協議会設立準備委員会新メンバー勉強会 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	3	6月3日	第4回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会（新委員長選出） 【19時～須古小学校体育館】
	4	6月18日	役員打ち合わせ 【14時45分～役場】
	5	7月1日	第5回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～須古小学校体育館】
	6	7月16日	須古区長会へ説明 【19時～かわしま】
	7	7月29日	第6回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～須古小学校体育館】
	8	8月3日	役員打ち合わせ 【16時～役場】
	9	8月26日	第7回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～白石町総合センター】
	10	9月17日	役員打ち合わせ 【17時～役場】
	11	9月27日	須古地区の暮らしと未来をつくる第1回会議（ワークショップ） 【9時30分～白石町総合センター 100名参加（事務局を除く）】
	12	10月13日	第8回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～役場】
	13	10月29日	第9回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～須古小学校体育館】
	14	11月15日	須古地区の暮らしと未来をつくる第2回会議（ワークショップ） 【9時30分～須古小学校体育館 106名参加（事務局を除く）】
	15	12月16日	第10回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～役場】
	16	1月12日	第11回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～役場】
	17	2月13日	須古地区の暮らしと未来をつくる第3回会議（ワークショップ） 【9時30分～白石町総合センター 81名参加（事務局を除く）】
	18	2月24日	第12回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～白石町総合センター】
	19	3月4日	佐賀市 赤松まちづくり協議会視察（役員） 【14時～佐賀市赤松公民館】
	20	3月8日	第13回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～白石町総合センター】
	21	3月24日	第14回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【19時～役場】

設立総会開催までの経緯

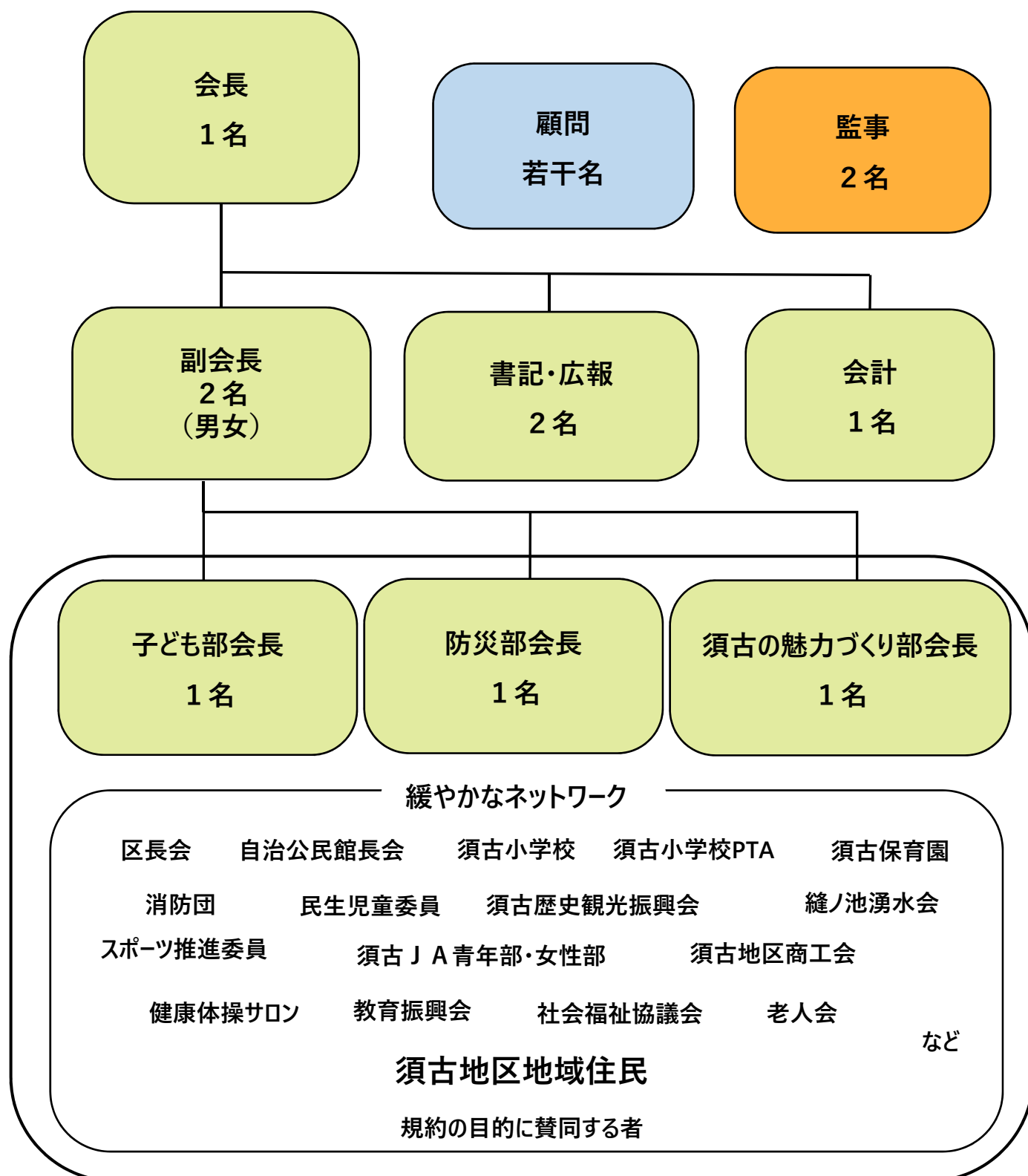
年度	順番	日程	内容
令和3年度	1	4月1日	役員打ち合わせ（須古地区地域づくり協議会規約等について） 【13時15分～役場】
	2	4月7日	役員打ち合わせ（須古地区地域づくり協議会規約等について） 【15時～役場】
	3	4月14日	第15回須古地区地域づくり協議会設立準備委員会 【18時30分～役場】
	4	4月20日	役員打ち合わせ（須古地区地域づくり協議会規約等について） 【13時15分～役場】
	5	4月27日	役員打ち合わせ（須古地区地域づくり協議会規約等について） 【13時30分～役場】
	6	5月2日	須古地区地域づくり協議会設立に係る住民説明会 【10時～、14時～須古小学校体育館】
	7	5月7日	役員打ち合わせ（須古地区地域づくり協議会役員について） 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	8	5月9日	準備委員打ち合わせ（須古地区地域づくり協議会役員について） 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	9	5月15日	役員打ち合わせ（須古地区地域づくり協議会設立総会について） 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	10	5月23日	役員打ち合わせ（須古地区地域づくり協議会設立総会について） 【18時30分～三近堂コミュニティセンター】
	11	5月29日	須古地区地域づくり協議会設立総会に係る最終打ち合わせ会 【19時～三近堂コミュニティセンター】
	12	6月6日	須古地区地域づくり協議会設立総会 【9時～須古小学校体育館】

須古地区地域づくり協議会組織図

役 員…会長、副会長、書記・広報、会計、部会長、監事
(部会長は、専門部会の互選)

顧 問…会長が委嘱

役員会（監事を除く役員）



須古地区地域づくり協議会規約

令和3年6月6日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、須古地区地域づくり協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、人口が減少する中でも持続可能な須古地区の安全安心な暮らしと未来を目指すため、須古全体で行政区や各種団体の垣根を超えて連携し、住民全員で地域の共通課題の解決を図り、「須古の魅力とやさしさで、みんなが住み続けたいまち」をつくることを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、三近堂コミュニティセンターに置く。

(区域)

第4条 協議会の区域は、須古地区とする。

(活動)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 須古地区の地域づくりに関すること
- (2) 活動計画(地域づくりプラン)の策定及び実施に関すること
- (3) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること
- (4) 行政との協働に関すること
- (5) その他、協議会の目的達成に必要なこと

(会員)

第6条 協議会の会員は、須古地区の全住民、各種団体、事業所及び第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び専門部会により構成する。

2 協議会に事務局を置く。

第2章 役員等

(役員)

第8条 協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名(男女)
- (3) 書記・広報 2名

(4)会 計 1名

(5)部 会 長 3名

(6)監 事 2名

2 協議会の役員(部会長を除く)は、総会の承認を得て、決定する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1)会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3)書記・広報は、事務処理、広報を行う。

(4)会計は、出納事務を処理し、帳簿を管理する。

(5)部会長は、担当する部を統括し、活動の企画・運営を担う。

(6)監事は、会計の監査を行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を若干名置く。

2 顧問は、会長が役員会の同意を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じるほか、必要に応じて総会及び役員会に出席する。

第3章 総会

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関で、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、代議員制とし、役員及び別表により推薦された者をもって構成する。

(総会の開催)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、代議員の過半数の出席により成立する。なお、総会に出席できない代議員は、委任状により出席とみなす。

4 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

5 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決する。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)地域づくりプランの策定や変更に関する事項

(2)活動計画及び予算の決定に関する事項

(3)活動報告及び決算の承認に関する事項

(4)その他本会の運営に関する重要事項に関すること

(特別付議事項)

第15条 前条の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項は、出席した代議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1)規約の変更に関する事項

(2)協議会の解散に関する事項及び解散したときの財産の処分に関する事項

(3)役員の選任又は解任に関する事項

(総会の会議録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成し、総会において選任された議事録署名人2人が署名する。

(総会の公開)

第17条 総会は、公開を原則とする。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第18条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の開催)

第19条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長とする。

3 会長は必要に応じ、役員会に顧問を出席させることができる。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の各号に定める事項を審議する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会が議決した事項の執行に関する事項

(3)重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項

(4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 専門部会

(専門部会)

第21条 専門部会の構成は、役員会において決定する。

2 専門部会の組織及び構成員は、細則で定めるところによる。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 専門部会は、部会長が招集し、議長となる。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 事務局に、会長、副会長、書記・広報、会計を置く。

第7章 会計及び監査

(会計)

第23条 協議会の運営等に係る経費は、町からの活動交付金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第24条 会長は、会計年度終了後、速やかに活動報告書、収支決算書を作成して会計帳簿とともに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を総会で報告する。

(書類及び帳簿の整理)

第25条 協議会に、次の各号の書類及び帳簿を備える。

(1)活動計画

(2)規約、細則

(3)総会、役員会の議事

(4)役員、代議員の名簿

(5)活動実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類、帳簿

(6)資産目録

(7)その他会長が必要と認めた書類

2 協議会は、前条各号に掲げる書類を活動終了年度の翌年度から5年間保存する。

第8章 雑則

(個人情報保護の取り扱い)

第26条 個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用する。

(その他)

第27条 この規約に定めるもののほか、細則及び協議会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附則

1 この規約は、令和3年6月6日から施行する。

2 協議会設立当初の役員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、この規約の施行日から令和6年3月31日までとする。

3 協議会設立当初の会計年度は、第23条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行日から令和4年3月31日までとする。

別表(第12条関係) 代議員の推薦について

区分	代議員数(人)
須古住民代表	
15区より 青年代表(男女問わず 50 歳未満)	15
女性代表	15
地域団体代表等	
須古区長会	15
須古自治公民館長会	15
民生児童委員	7
スポーツ推進委員	3
須古小学校	1
須古小学校PTA(男女)	2
白石中学校PTA(男女)	2
白石町消防団第3分団	2
白石町消防団女性部	1
須古地区JA生産組合長会	1
須古地区JA青年部	1
須古地区JA女性部	1
須古地区商工会(男女)	2
須古地区老人会(男女)	2
白石町役場	1
須古保育園	1
社会福祉協議会	1
歌垣之園	1
須古駐在所	1
須古郵便局	1
その他	
第2条の目的に賛同する者	10以内

須古地区地域づくり協議会地域づくりプラン

須古の魅力とやさしさで、みんなが住み続けたいまち

子ども達が須古の中で活躍、活動しながら のびのびと育っている



「子ども」の柱

- 子ども自身が地域で学び、活躍することを目標とした活動
- 子ども達を身の回りの危険から守ることを目標とした活動
- 地域と学校をつなぐ活動

⇒「子ども部会」活動計画

人にやさしく、災害に強いまちになった



「防災」の柱

- 集落の枠を越えて安全な避難を目標とした活動（自主防災組織）
- 須古版ハザードマップの更新と最新情報の共有を目標とした活動
- 要配慮者の把握と支援を目標とした活動

⇒「防災部会」活動計画

須古地区のみんなが須古の自慢できる所を知っている、伝えている



「須古の魅力を発見・発掘する」の柱

- 須古遺産を守ることを目標とした活動
- 祭や行事を受け継ぐことを目標とした活動
- 町外の人が須古に関わりやすくすることを目標とした活動

⇒「須古の魅力づくり部会」活動計画



会報 No1

須古協議会だより

回覧

6月

設立総会
第1回役員会

7月

第2回役員会
第3回役員会

8月

第4回役員会
第5回役員会

第1回大雨対策会議
第2回大雨対策会議

ご挨拶



会長

黒岩直幸

「須古の魅力とやさしさを、みんなが住み続けたいまち」をスローガンにこれから協議会の活動をしっかりと行いますので、皆様須古の未来のために協議会と一緒によろしくお願い致します。



副会長

内野さよ子

皆んなで話し合い、さらに住みよい須古を目指していきましょう。



協議会設立2ヶ月で大雨災害があり、これからの活動等も検討しないといけません。



副会長

永尾正治

各部会での思い・課題を真摯に議論しました



子ども部会

江口智子

お父さんお母さんのリアルな話をたくさん聞きたいです。

7月3日に小規模意見交換会を開催

キャラクター募集や子ども行事、見守り隊について話し合いました。

さまざまな意見を取り入れ地域行事やキャラクターの選定方法、情報共有ネットワークについて検討しています。



防災部会

安久茂典

災害対策は皆さんのご協力が必要不可欠です。一緒に作っていきましょう。

須古地区ハザードマップ作成に向けて

要避難者の現状把握、自主防災メンバー構成の方向性について検討しています。

きちんとした組織構成を検討しスムーズな避難、アナウンス、協力などができるように既存のものを整理し活用するとともに各関係者と協議しながら進めています。



魅力部会

堤王宏

従来の町民運動会は実行委員35名中、女性2名。仕組みを変えます。

町民スポーツ大会が誰もが参加しやすい魅力あるイベントになるように、検討ワーキンググループを立ち上げ、メンバーの選定や役割分担の整理を進めています。

須古城などの地域資源を活用した企画や地域連携の検討も短期的、中期的視野で検討しています。

まずは、明朗会計。そして資金の多様化をはかります。



会計

吉岡正博

様々な活動を積極的に発信していきます。みんな見てね。

書記
広報

杉原真奈美



永代優仁

監事

三根美智子
江口英樹

顧問

香月文敏
中橋 満
小濱富夫

裏面に 大雨 災害 記録

協議会は記録的な大雨で甚大な浸水被害が出るなか過酷なスタート！

被災された皆様心からお見舞い申し上げます

8月11～18日大雨対策自主防災記録と災害状況

- 11日 白石町緊急情報 白石町健康センター・有明公民館避難所開設
- 12日 協議会 第1回 大雨対策会議 開催
三近堂自主避難所として開設
区長、民生委員、消防団へ連絡 消防団巡視
警戒レベル4となり町営避難所へ格上げ 町職員配置
- 13日 協議会 第2回 大雨対策会議
夜間に更なる大雨予想情報 協議会役員各地域巡視
- 14日 未明、大雨特別警報 警戒レベル5 武雄六角川氾濫
須古地区六角川周辺浸水あり
避難所追加 総合センター・福富ゆうあい館
- 15日 六角川周辺冠水状況が続き夕方頃水が引き始める
- 16日 18時三近堂避難所閉所
- 17日 協議会役員 地域巡視
- 18日 協議会が消防団と役場、駐在員、区長との連携窓口となる
白石町消防団 白石第3分団（須古） 災害ゴミ搬出

避難誘導アナウンス、情報収集、関係各所への連絡、災害時の巡視を
ご協力頂いた地域の皆様ありがとうございます。
引き続き協議会として各関係者と連携を図り活動してまいります。

須古校区内写真



協議会について

協議会は、人口が減少する中でも持続可能な須古地区の安全安心な暮らしと未来を目指すため、須古全体で行政区や各種団体の垣根を超えて連携し、住民全員で地域の共通課題の解決を図り、「須古の魅力とやさしさを、みんなが住み続けたいまち」をつくることを目的としています。

須古地区地域づくり協議会

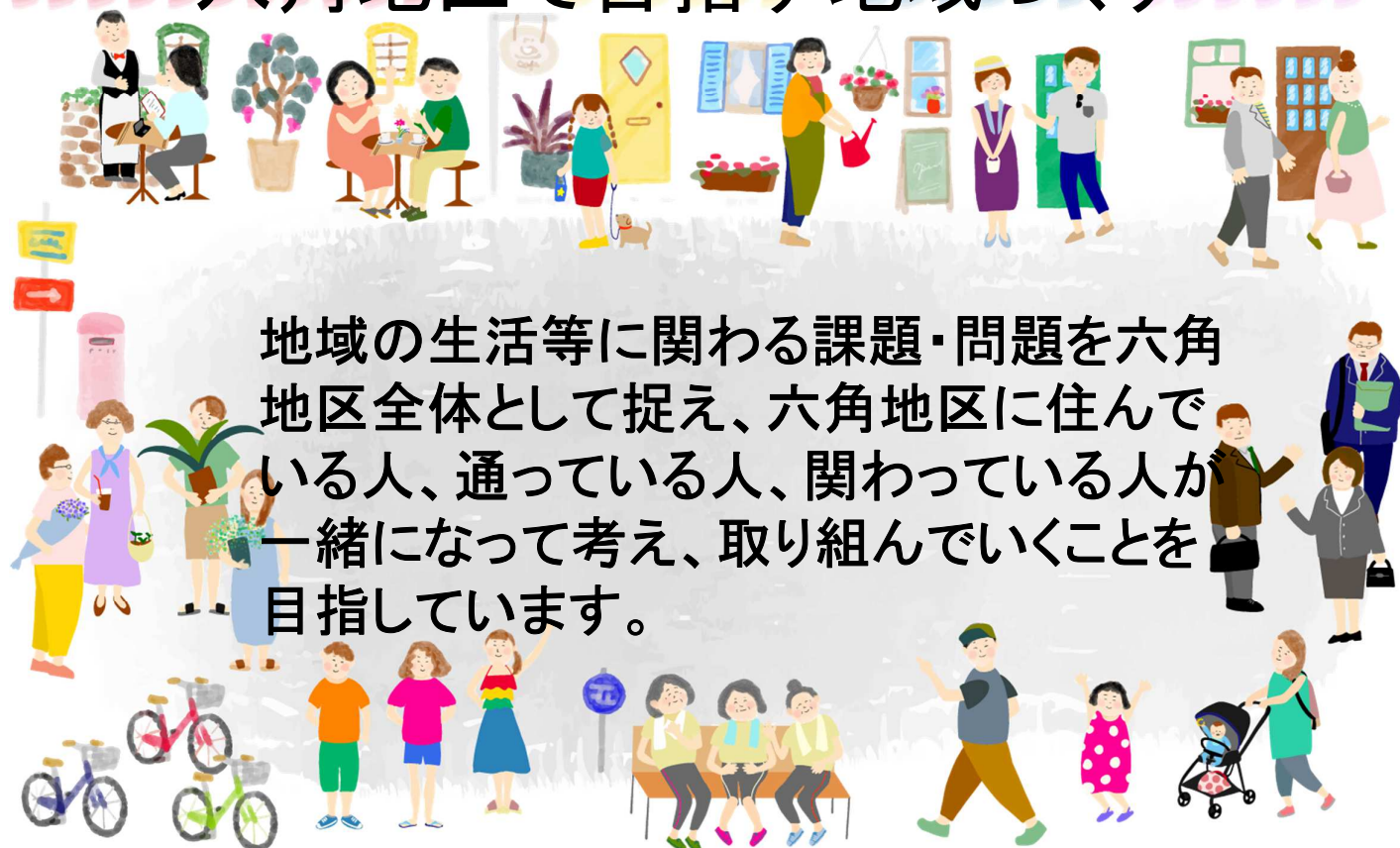


SNSまもなく開設します

問い合わせ先 （白石町役場 総合戦略課）
TEL：0952-84-7132

協議会責任者：黒岩直幸
書記広報：杉原・永代

六角地区で目指す地域づくり



これからの協議の進め方

地域状況の分析・
問題整理

六角地区の目指す
姿と地域の役割を
検討

地域づくり計画と
協議会の形を検討

規約等の整備と地
域への周知

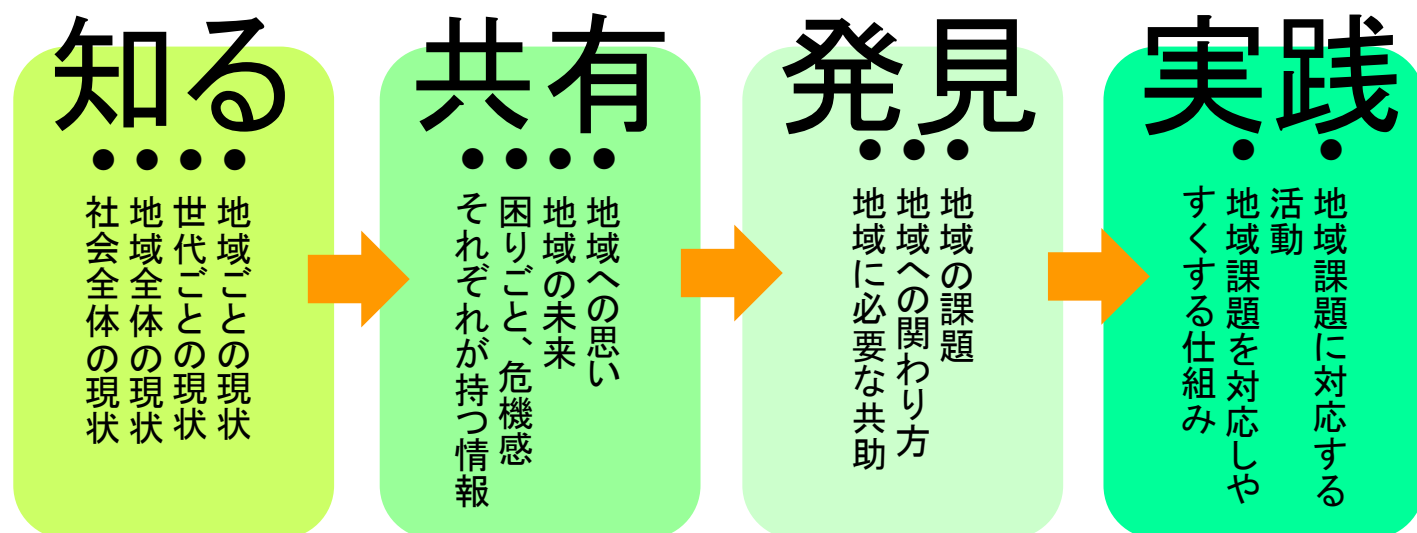
準備
委員会

大まかな方向性の検討と話し合いの整理を行う

ワーク
ショップ

準備委員会からの提案を受け、より六角地区に根ざしていき地域づくりを話し合う 33

これからの協議の進め方



話し合いの参加者

- ① 準備委員会…自治会、公民館、地域活動団体、住民等の代表者
- ② 住民参加ワークショップ…対象地域住民、対象地域に事業所がある企業、学生、地域活動団体、対象地域に興味がある人

話し合いの方法

- ① 準備委員会メンバーで対話を柱とした協議を行う
- ② 誰もが参加、発言できるワークショップ方式で行う

協議会設立までの話し合い

